

2025 年 6 月 30 日

ゆうちょ銀行をご利用のお客さま

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
株式会社ゆうちょ銀行

当行は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、下記のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅しますが、当該預金等に係る預金者等であった方は、引き続き、当行（または郵便局）を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の払戻しを請求することができます。

記

1. 対象となる預金等

2015 年 1 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までに最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2026 年 6 月 30 日

（※）法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。

以上